

## 役員等報酬及び費用弁償規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人たまぐすく福祉会（以下「法人」という。）の開催する次の会議等に参加する役員及び評議員の出席に要する費用の支給に関する必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 理事会
- (2) 評議員会
- (3) 監査

### (役員等報酬及び費用弁償)

第2条 この法人の全理事の報酬総額は、年間168,000円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間96,000円以内とする。

3 役員等報酬及び費用弁償の額は、次のとおりとする。

#### (1) 役員等報酬（日当分）

| 理事会・評議員会の出席 | 監査     |
|-------------|--------|
| 4,000円      | 8,000円 |

#### (2) 交通費（費用弁償分）

| 範囲   | 理事会・評議員会の出席・監査 |
|------|----------------|
| 南部圏域 | 1,000円         |
| 上記以外 | 1,500円         |

### (出張旅費)

第3条 役員等及び評議員が、法人又は法人の運営する施設の業務のため出張する場合は、別に定める

「旅費規程」に基づき報酬及び旅費等を支給する。

### (兼務役員)

第4条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。（ただし、第1条に規定する会議等がどんぐり保育園の営業時間内に開催される場合を除く）

### 付 則

1. この規程は、法人設立日（平成 27年 3月 19日）より施行する。
2. この規程は、平成 29年 6月 23日より施行する。
3. この規程は、平成 30年 6月 25日より施行する。